

# 2024 北海道最賃情報

2024年6月10日 第1号

発行：連合北海道最賃対策委員会

## 2024年度の最低賃金改定審議に関し、北海道労働局へ要請 地方審議会の自主性の確保と早期発効を！

連合北海道は6月7日、北海道労働局に対し「2024年度北海道最低賃金改正等に関する要請」を行い、北海道地方最低賃金審議会において、最低賃金法の原則や目安制度に基づいた自主性を最大限発揮できる審議会運営と、地域間格差の縮小に向けた金額審議を求めた。

この要請は、連合北海道最賃対策委員会（以下、最賃対策委員会）が、公益・労働者・使用者の各代表で構成される北海道地方最低賃金審議会（以下、最賃審議会）の第1回審議会開催に先立って毎年6月に行っている。

冒頭、最賃対策委員会の森下委員長（連合北海道副会長）は、「日経新聞社の2024年賃金動向調査では、賃上げを実施した企業が94%であり過去最高である一方、北海道の実質賃金は連続でマイナスを記録している」として賃金上昇が物価高に追いついていない状況に触れ、「働く者が苦しい生活を強いられている。特に雇用労働者の約40%である非正規労働者は年収200万円未満で生活をしており、経済の好循環を継続、拡大させ安心して暮らせるためにも、労働者のセーフティネットである最低賃金の大幅引き上げが必要」と挨拶をし、北海道労働局の高橋労働基準部長に要請書を手渡した。



冒頭、挨拶をする森下委員長

山田事務局長（連合北海道組織労働局長）からは、日本の最低賃金が世界水準と比べると低い位置にあることに触れたうえで、①労働の対価にふさわしいナショナルミニマムへの引き上げ、②10月1日の発効、③地域間格差の是正、④適切な価格転嫁への対応、⑤各種助成金の活用促進、⑥特定最低賃金の意義・目的の周知・審議会運営、⑦監督行政の強化、⑧最低賃金改定後の公契約の見直しについて要請の趣旨を説明した。

要請を受けた高橋労働基準部長は、「最低賃金は公労使の議論が前提ではあるが、事務局としては10月1日発行を目指した日程調整を行い、必要な資料提示など適正な審議が尽くされるよう努めていく。」と審議会運営について述べたほか、適切な価格転嫁へ向けての関係機関との連携や助成金の活用促進、特定最賃への取り組み、監督行政の強化などに触れ、労働局の使命について考えを示した。

北海道の最賃審議会は、7月初旬に第1回目の開催が予定されているほか、中央最賃審議会より目安が示されれば、北海道における最低賃金について公労使3者の熱い議論が繰り広げられる。



要請を行った連合北海道最賃対策委員会のメンバー



要請書を手交、森下委員長（左）と高橋労働基準部長